○国土交通省告示第九百十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年七月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5448号	船外機（小型船舶用）	BAEC	Honda Mindong Generator Co., Ltd.	No.7, Houyu Road Fuxing Economic Development Zone, Fuzhou City, Fujian Province, People's Republic of China
第5449号	〃	BADC	〃	〃

○東北地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大館市出川字上野一四番一から同市商人留字坂下五二番一まで	前	一一・二〇～四〇三・七五メートル
	後	一一・二〇～四〇三・七五メートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高山市久々野町木賊洞字南ケ洞三七五番一から同市久々野町木賊洞字南ケ洞三六八番一まで	前	二六・二〇～三四・二〇メートル
	後	三三・〇〇～四五・七〇　〇・一〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○四国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月一日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛媛県南宇和郡愛南町柏二一七二番一から同町柏二一二五番一まで	前	一二・九八～四六・三一メートル
	後	一二・九八～九二・九二　〇〇・三四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月一日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
松山市久谷町乙九八番二地内	前	一〇・四四～三四・三六メートル
	後	一〇・四四～四二・二〇　〇・一七五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月一日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号及び三百十九号　松山市久谷町乙九八番二地内　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月一日

○四国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月一日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
香川県仲多度郡まんのう町追上字大氷三五七番一から同町追上字大氷三六二番一地先まで	前	二〇・二三～六六・三四メートル
	後	一八・三九～六二・九六　〇〇・〇三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月一日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号及び三百十九号　香川県仲多度郡まんのう町追上字大氷三五七番五八から同町追上字大氷三六二番一地先まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月一日